

地域福祉実践計画とは

社会福祉協議会がどのような福祉のまちづくりを目指しているのかを地域住民に明らかにする計画です。

地域活動を担う地域住民や関係団体等の自主的・自発的な福祉活動における生活課題に取り組む計画であり、社会福祉法第109条で位置づけられた「地域福祉の推進役」である社会福祉協議会が民間の計画として策定します。

苫小牧市社会福祉協議会「第5期地域福祉実践計画」(案)の概要

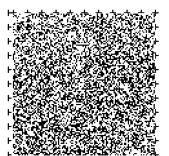
基本目標

『ともに支え合う安心・安全・福祉のまちづくり』

身近な地域で生活するすべての人々が、ともに支えあい、高齢者や心身に障がいのある人々、子どもたちの誰もが安心して安全に自立した生活ができる福祉のまちづくりを推進します。

基本計画

- I 住民同士が互いにSOSを察知できる生活支援体制の土台づくり
- II 地域や行政と協働した福祉のまちづくり
- III 地域で安心して自立した生活ができる支援の充実
- IV 地域に根付いた社協づくり



Ⅳ 要配慮者支援方策

避難行動要支援者名簿の作成

これまで、災害時の支援などについては、町内会等の単位で作成される災害時要援護支援プランによって支援方法を策定していました。

東日本大震災での犠牲者の多くが高齢者や障がいを持つ方などであったことから、災害対策基本法が改正され、市町村に要配慮者の避難について特に支援が必要な方の名簿をあらかじめ作成することが義務付けられました。また、この名簿は、災害時の活用のほか、本人の同意が得られた方の名簿情報を平時から、消防や警察等の機関や民生委員・児童委員、町内会等の地域の支援者との間で共有することができるようになりました。

要配慮者の把握（避難行動要支援者の範囲）

要配慮者のうち避難方法等について判断能力や身体能力を勘案し、生活の基盤が自宅にあり、次に掲げる範囲の方で避難時に支援を希望する方とします。

- 介護保険の要介護3以上の居宅生活者
- 身体障害者（1・2）及び知的障害者（療育手帳A）
- その他希望者（一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯など）
- 重度障害者

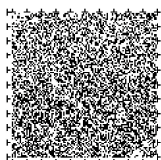
これらの情報は、市で保有する業務支援システム「避難行動要支援者システム」で一元管理し、災害時に支援者に提供できるよう、定期的に情報を更新しています。

要配慮者情報の共有

避難行動要支援者名簿は災害からの避難支援が必要な方を保護するため、消防機関等の地域の支援者との間で情報を共有します。

避難支援等関係者となる者

- （ア）消防本部
- （イ）警察
- （ウ）自衛隊



- (エ) 民生委員法に定める民生委員
- (オ) 社会福祉法に定める社会福祉協議会
- (カ) 自主防災組織など
- (キ) その他市長が認めるもの

個別支援計画

避難行動要支援者の避難支援を適切に実施するためには、あらかじめ避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかなど、個別計画を決めておくことが必要です。

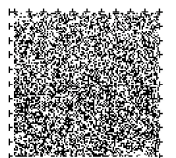
これらの個別計画の策定については、町内会や民生委員・児童委員等の地域の方々の協力を得ながら策定を進めていきます。

避難支援の基本的な考え方

避難行動要支援者の避難支援については、要支援者も含めて、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分で守るという意識のもとに行う「自助」、そのうえで隣近所への声かけや安否確認、さらに自主防災組織などによる組織的な安否確認、避難誘導等の「共助」が確実に行われる取組が重要となります。

このような「自助」、「共助」が機能するためには、日頃から地域で話し合いの機会を設けるなど支援体制の構築に向けた活動が重要であり、避難行動要支援者の避難支援に当たっては「地域の人材は、地域で守る」を基本とし、地域のさまざまな人と人とのつながりにより平常時・災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが必要となります。

また、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるにあたっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域全体で話し合い、ルールを決めるとともに、避難支援等関係者等は可能な限り支援を行うが助けることができない場合もあることを避難行動要支援者に十分に理解してもらうように努めます。



V 生活困窮者自立支援法

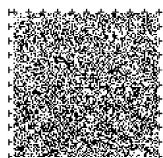
制度制定までの背景

雇用や地域、家族のあり方の変容といった日本の社会経済上の構造的変化のなか、生活保護受給者以外の生活困窮者に対してはこれまでもさまざまな取組がされてきました。例えば、リーマンショック以降、第2のセーフティネット構築の重要性が認識され、求職者支援制度が設立されました。

離職により住居を失った人、または失うおそれのある人へ家賃相当額の手当を支給する住宅手当制度（平成25年度「住宅支援給付」に名称変更）や北海道社会福祉協議会による総合支援資金の貸付制度が実施され、さらに地方自治体とハローワークが一体となった就労支援も進みつつあります。

しかしながら、全国的には生活保護に至る前の生活困窮者に対しては、体系的な支援を行う仕組みや人材・ノウハウ・財源が十分でない状況がありました。

そこで、生活困窮者自立支援制度の創設及び生活保護制度の見直しを一体的に検討するための「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」が設置され、その後、平成25年の通常国会において生活保護法の一部改正案とともに「生活困窮者自立支援法案」が提出、同年12月臨時国会において可決成立し、法に基づき本制度が実施されることとなりました。



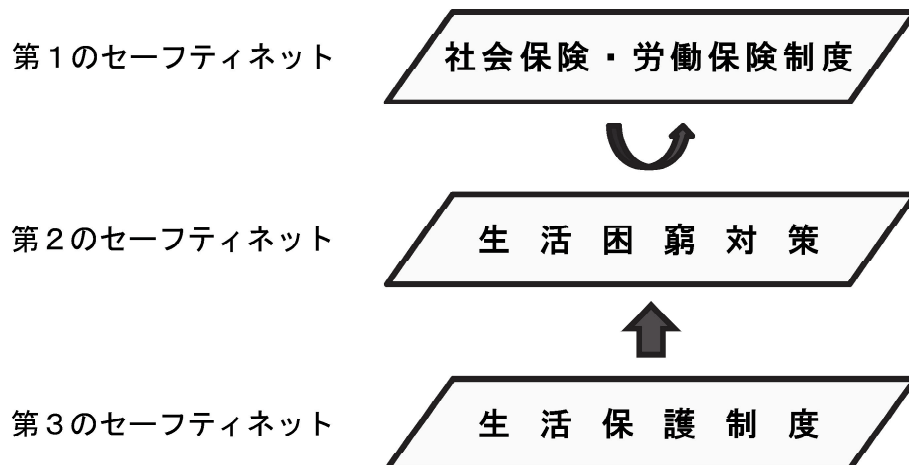
制度について

本制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者への支援を抜本的に強化するものです。

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法 （平成25年法律第105号）

■ 制度の意義（セーフティネットの構築）



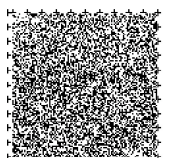
社会保険・労働保険など雇用を通じたセーフティネットは第1のセーフティネット、生活保護は第3のセーフティネットと呼ばれ、生活困窮者自立支援制度は、この中でも第2のセーフティネットを手厚くし、生活保護制度と合わせて重層的なセーフティネットとして機能させることを目指します。

■ 生活困窮者自立支援制度の意義

生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前の段階で自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ります。

■ 制度の目指す目標

事業実施や支援を実現するためには地域のさまざまな社会資源に働きかけることが必要であり、制度の対象者の把握や支援のネットワークを構築して、新しい形の「地域づくり」を行うことがこの制度の目標の一つとなります。

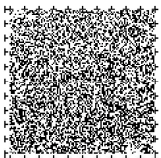


■ 制度の構成

生活困窮者自立支援制度では、必ず実施しなければならない「必須事業」と任意で実施できる「任意事業」で構成されています。

本市では任意事業を段階的に実施する予定です。

事業名		概要
必須事業	自立相談支援事業	市の福祉相談窓口（総合福祉課）に配置されている支援員が相談に応じます。 その相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。
	住居確保給付金の支給	離職により住居を失った方、また失う恐れの高い方には、就職に向けた活動をすることなどを条件に、期限付きで家賃相当額を支給します。生活の土台を整えたうえで、就職に向けた支援を行います。
任意事業	就労準備支援事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対し、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。
	認定就労訓練事業	社会福祉法人、NPO法人、民間企業等の自主事業として実施します。利用者の状況に応じた作業等の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施します。
	一時生活支援事業	住居のない生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、一定期間（原則3ヶ月）内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を実施します。
	家計相談支援事業	家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。
	子どもの学習支援事業	子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。



Ⅵ 障がいを理由とする差別の解消の推進（障害者差別解消法）

住みなれた地域の中で、心豊かに安心して暮らしたい気持ちは、誰もが持っています。しかし、社会の中には、まちなかの段差や入場の制限など、障がいのある方にとって社会参加を妨げる障壁や差別がまだ残っています。

こうした障壁を取り除き、障がいを理由とした差別をなくすことで、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげようと、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）が平成28年4月1日から施行されます。

この法律では、主に次の事項を定めています。

- ① 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止すること。
- ② 政府全体の取組方針を示す「基本方針」のほか、各機関が「対応要領」・「対応指針」を作成すること。
- ③ 地域における連携や啓発活動など、差別を解消するために必要な国や地方公共団体による支援措置を定めること。

障がいを理由とする差別

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的な配慮（以下では「合理的配慮」と呼びます。）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も、差別にあたります。

●障がいを理由とする不当な差別的取扱い（例）

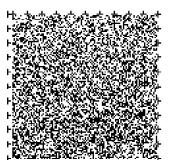
障がいを理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。

●合理的配慮（例）

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。

内閣府障害者差別解消法リーフレット 一部抜粋

地域福祉計画においても、障害者差別解消法の考え方を踏まえて施策の展開を図ることにより、自助・互助・共助・公助の連携が図られた地域社会づくりにつながるものと考えられます。



Ⅶ 地域福祉計画の期間

本計画は、平成27年度に見直しを行い、第2期計画として平成28年度から平成32年度までの5か年計画とします。また、計画は必要に応じて見直しを行います。

計画の期間

